

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年1月13日（木） 午後1時30分～午後4時10分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川、大島 各委員
- 4 説明者 藤井経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局
長、生方観光交流課長
山田都市建設部長、武井建設課長、渡邊都市計画課長、設樂上下水道
課長
- 5 事務局 古味副主査
- 6 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告
(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(5) 今後の日程について

7 会議の概要

(1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 初めに、次第(1) 経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

それでは、産業振興課の所管に係る事項について、報告願う。青柳産業振興課長。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

まず1の「沼田市感染症対策事業継続支援金」について報告する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による時短要請や外出自粛の影響を受け、売上が大きく減少した市内事業者への支援施策として、昨年10月1日より沼田市感染症対策事業継続支援金を実施している。

本事業は、国の「月次支援金」または県の「群馬県感染症対策事業継続支援金」の交付決定を受けた事業者に対し、法人30万円、個人事業主15万円の支援金を交付するものである。

申請期間について、今年の1月5日までを2月28日までに延長して対応している。1月5日現在の申請実績は、法人87件、個人96件、合計183件で、支援金の合計が4,050万円となっている。本事業の予算については、9月議会の追加議案、補正予算第6号で、法人50事業者、個人100事業者を想定し、予算額3,000万円を計上したが、想定を上回る申請があり、不足分については緊急的な措置として予備費充当により対応していた。しかしながら、まだ今後も申請の増加が見込まれる中で、今月中旬に市民税非課税世帯への給付金の専決処分の補正予算を予定しているが、そちらに併せて本支援金についてさらに1,800万円の増額補正を予定している。財源については国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、事業者支援の充実に努めてまいりたいと考えている。

報告事項の1 沼田市感染症対策事業継続支援金については以上である。

続いて、報告事項の2 ぬまた起業塾ビジネスプラン報告会・閉講式について、報告する。昨年7月10日開講した令和3年度第7期ぬまた起業塾は、県内企業訪問、オンライン開催となったが東京企業訪問を含め11日間の全カリキュラムを終了、1月22日に15名の塾生によるビジネスプラン最終発表、閉講式を実施する。案内の文書を配付した。急な案内で大変恐縮であるが、都合がいたらぜひ臨席賜わり、熱意あふれるビジネスプラン発表を御覧いただければと考えている。

次に、報告事項の3 雇用促進事業についてであるが、「高校生のための企業ガイダンス」と、「ママ・主婦等の“働きたい”を応援する面接相談会」の2事業を報告する。明後日15日にハローワーク沼田ほかとの共催により、高校2年生を対象に「企業ガイダンス Listen! 利根沼田の企業の話」を開催する。本事業は、利根沼田地域の企業の担当者から、地元企業の魅力について直接話を聴くことができるもので、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止とし、企業紹介DVDの作成のみ行った。ここ数日の感染拡大状況により、開催について再検討の必要はあるが、現状では対策に努めながら開催する方向で準備を進めており、地元への定着を希望する若い世代へのガイダンスの機会とするものである。

4ページの「ママ・主婦等の働きたいを応援する面接相談会」は、令和元年度はコロナのために中止になったが、令和2年度に引き続き、ハローワーク沼田ほかとの共催で女性を対象に面接相談会を開催するものである。今年度は2月1日火曜日に開催予定で、現在参加者及び参加企業を募集している。

産業振興課の所管事項の報告については、以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。まず、沼田市感染症対策事業継続支援金について。

○井之川委員 十分対応していただいていると考えるが、1月5日現在の申請ということなので、まだオミクロンで増えてきた現状は反映されていないというふうに考えるが、その点はどうか分かれば教えていただきたい。

○産業振興課長 本支援金であるが、月次支援金または群馬県感染症対策事業継続支援金の交付対象となっており、国と県からそれぞれの支援金の対象となっている事業者の情報をいただいているのだが、申請にまだ来ていない方が法人で34件、個人で52件ほど見込まれる中で、そういった方の申請を踏まえて増額補正で専決処分を組ませていただく予定でいる。

現在のオミクロンによる経済状況というのも今後の状況を見て、また考えていく必要があると思われるが、今回の増額補正には反映されていない。

○井之川委員 答弁いただいたとおりの内容で、昨年状況を反映したものになっていると思うのだが、新型コロナもある程度収束するかなと思ったら、とんでもないことになっていて、これからまた非常に感染力が強いということで、かなり広がるのかなという心配があるが、第6次の感染拡大というようなことになりそうなので、そうすると、今やっている対策が結局そういう状況と重なっていくので、これが終わったら考えるというよりも、並行して検討していただく必要があるのではないかと思うが、3月4月あたりはかなり酷くなって、また県や国も対応はすると思うが、来年度皆さんの事業が大変になるというようなことが考えられるので、その辺の先行した検討というのは必要ではない

かと思うが、考えだけ聞かせていただきたい。

○産業振興課長 ようやく経済が回り始め、街に人が流れ始めてきた矢先の感染拡大、新たな第6波が来ているということで経済担当としても懸念をしているところであるが、今後の事業者の状況、国県の支援の状況等を踏まえながらまた財源の状況、交付金等の状況も踏まえながら事業者支援のあり方については検討してまいりたいと考えている。

○委員長 中村委員はどうか。

○中村委員 未申請件数と今後の対応について、井之川委員の質疑に対する答弁で理解できたので結構である。

○委員長 ほかに。

○井上委員 法人87件、個人96件であと80件くらいまだ未申請のものがあるということだが、どういった業種の方の申請が多いのか分かれば伺いたい。

○産業振興課長 業種別の内訳だが、一番多いものが卸売業、小売業になる。次が美容、理容などの生活関連サービス・娯楽業、続いて宿泊業、飲食サービス業になる。件数で言うと、卸売業、小売業が全体183件のうちの59件、32.2%。生活関連サービス、娯楽業が25件、13.7%。宿泊業、飲食サービス業が22件、12%といった状況である。ほかに製造業も19件、建設業も14件と、かなり幅広い業種に支援金を交付しているような状況である。

○井上委員 思ったより、宿泊、飲食より違うところのほうが大変なのだと数字を聞いて思ったのだが、今までいろいろな対策を打っていたのが、やっぱり飲食だったり宿泊が多かったと思うのだが、ちょっとこの支援金とは違って来るが、この出た数字を見て、やっぱり卸売だったり小売のところにもうちょっとなんとか支援をしなきゃいけないなという感じがするが、それについて考えていることが何かあれば伺いたい。

○産業振興課長 卸売、小売に関しては、飲食業・宿泊業との取引であるとか、いろいろなところの関連から、コロナの影響を受けやすいと考えられる。この59件という件数については、担当課としても非常に重く受け止めているところである。具体的な支援施策は現状ないが、経済対策を進める上ではこうした業種のところに届くような仕組みを考えていく必要があると思う。

先ほど申し上げた宿泊業、飲食サービス業22件ということで、少ない理由だが、飲食業については基本的には時短要請に伴う協力金が支給され、本支援金の対象外であるので、補足させていただく。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、ぬまた起業塾ビジネスプラン報告会・閉講式について。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、雇用促進事業について。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、農林課の所管に係る事項について、報告願う。大竹農林課長。

○農林課長 前回の委員会において、意見交換のあった事項について調査報告をする。

まず、沼田市の畜産業全体の現状と今後の計画についてであるが、本市の畜産は高齢化及び担い手不足により農家戸数は減少しているものの、消費地に近い有利性と畜産物の需

要の増加等を背景に畜産関連の生産品は県内でも高い品質を維持している。

原油の高騰に伴う飼料価格等の上昇による厳しい経営環境や経済連携への不安を背景として、担い手の高齢化や後継者不足等による離農も増加し、飼養戸数は減少傾向が続いている。

このような飼養戸数の減少を食い止めるには、後継者による継承や新規参入を促すとともに、様々な意欲ある経営の育成・確保を図る必要があると思っている。

その一助として市としては、各畜産団体への畜産振興対策事業費補助を行っている。

また、地域全体で畜産の収益性を向上させる畜産クラスターの取り組みの働きもあり、今後は畜産を起点とする取り組みの成果を地域の畜産全体に波及させ、地域の活性化をめざすことが重要であると考えている。

豚熱や鳥インフルエンザなどの家畜伝染性疾病は、畜産経営者のみならず、地域経済にも甚大な影響を及ぼすため「発生の予防」「早期発見・通報」「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた防疫対応が的確に図られるよう、利根沼田家畜保健事務所や利根沼田農業事務所等関係機関と連携を図りながら防疫体制を構築してまいりたいと考えている。

次に、佐山の一般廃棄物最終処分場の開発について、農道の取付や農地法の取り扱いはどうなっているか。周辺農地への影響はどうなるのかについてであるが、農林課及び農業委員会においては、開発手続きの一つとして進入道路の設置のため平成30年10月に計画区域の農業振興地域に当たる農地について、農振除外申請書が提出された。同年12月に開催された沼田市農業振興地域整備促進協議会において申請は許可となり、平成31年1月に本件について沼田市から群馬県へ意見を伺ったところ、令和元年7月に計画の実効性の判断材料として開発に関わる他法令との協議状況やスケジュールが不十分との判断があったため、申請者は申し出を取り下げたとのことであった。

現在、申請者は改めて群馬県廃棄物処理施設等の事前協議に関する規定により設置等の手続きを進めているが、計画性の実効性があるものと認められたところで再度農振除外の申請を行い、決定後農地転用等の手続きを行う予定となっている。

また、エリア内の道路の付け替えや排水の流末については、今後県との協議と並行して市の関係部署と継続して協議等を行っていく予定である。

周辺農地への影響については、群馬県との大規模土地開発計画協議、廃棄物処理施設等の設置手続き等の協議、林地開発申請等の協議において審議されると思われ、沼田市においてもその内容をもって確認・協議するものとなり、各協議内容の承認や許可後、処分場の整備等が始まるものと思われる。

以上、農林課の報告とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。沼田市の畜産業全体の現状と今後の計画について。

○井之川委員 この家畜とか、養蚕とか、飼養農家数とか飼養頭羽数が、国勢調査で農業の部門で調査が行われているというふうに承知しているが、今の沼田市のホームページに掲載しているのは、平成27年の数字が載っていて、5年もたっているのに、令和2年に速報が出ていたと思うが、そういう数字は当局で押さえているかどうか伺いたい。

○農林課長 センサスの全体的な農家戸数というのは今手元の資料として持っていないのだが、今回の案件とした畜産の農家戸数であるが、令和3年時点での戸数だが、酪農が1

7件、肉用牛が12件、養豚が5件、養鶏が6件、山羊等の飼育が3件、合計畜産農家数としては43件が現在沼田市でやっている状況である。（「頭数は」の声あり）

頭数までは手持ちの資料では持ってきていない。

○井之川委員 一応市のホームページでは頭数も出ているので、分かったらまた後で結構だが、教えていただきたいと思うが、私の手持ちの資料で、肉用牛が平成27年は21件あった、それで先ほどの報告で12件ということで、大分減ったなと思うが、頭数が平成27年はXとなっている。Xは分からないという意味だと思うが、新しい資料でもし分かれば教えていただきたいと思う。

それと、農業産出額というか、肉用牛とか乳用牛、豚、鶏、養蚕とかその他の畜産物というので、そういうのも出ていると思うが、沼田市の資料を見ると、平成18年で村統計は廃止と書いてある。これは国勢調査で廃止をされたと思うのだが、もし市で国勢調査でなく、当該部門でそういう調査が行われていて、数字を掴んでいけば教えていただければありがたい。

それで、数値を見てみると、非常に減少している。ピークが合併したときの平成17年に旧白沢村と旧利根村を含むということになっていて、そこから減っていて、元の旧沼田市の数よりも先ほど聞いた数字を見ると減っているというような状態で、扱っている頭数もどんどん減っていると思うのだが、その辺の牛の関係は減っていると。ただ、豚は増えているということなので、多分平川にできている大きな施設の数が入ってきているのだと思うが、平川の施設の数も反映しているのかどうか分かれば確認したいので教えていただきたい。

○農林課長 後で調べて報告させていただく。（「平川の豚は」の声あり）

戸数で言うと、平成28年は酪農が17件、肉用牛が17件、養豚が7件、養鶏が10件、山羊等が2件、全体で53件あった農家数が、令和3年では43件で10件ほど減っている。ただ先ほど委員がおっしゃったとおり、養豚に関しては平川にある二つの大規模施設でかなりの頭数をやっているのでも、頭数的には私の確認として、細かい数字までは把握していないが増えているというのは聞いている。

○井之川委員 現状は概ね理解できたので、平川の養豚の大規模施設以外は、個人にしる、法人にしる、小さな経営だと思う、沼田市の場合は。かなり減っているということで、その辺の対策というか、それはどのように考えているのかということ、まず1点教えていただきたいのと、養豚の場合はいろいろスワインセンターとドリームファームという二つの大きな施設がかなり頭数と上げているというふうにするのだが、株式会社になっているかと思うが、沼田市の農業に対する影響というか、貢献というような、例えば職員を使って経営をしている株式会社であるから、沼田市の市の若者がかなり雇用されているとか、沼田市の農業に対する貢献とか、そういうものは何か掴んでいけば教えていただきたい。以上2点である。

○農林課長 減少している酪農農家への対策というか、支援としては、先ほど報告した中で事業の補助金を行っている。金額的には多く出しているものではないが、伝染病予防対策事業、奨励牛の確保対策事業、繁殖等の導入事業、最初から言うと、予防接種、精液の確保、優良品種の購入、畜舎の消毒等を一部補助し、対策を取っている状況である。また、各農家からの相談等を受け、先ほど言った高齢化等による後継者不足等の対応も適宜相談

を受けて補助金等考えて、群馬県と併せてやっている状況である。

2点目の平川の大規模な養豚の施設についてであるが、従業員としては地元の方を雇用していただいている部分もあるのだが、それ以外の細かい部分については私共では把握はできていない。

○井之川委員 もう1点いいか。

○委員長 よい。

○井之川委員 畜産振興事業ということで、いろいろな補助金事業が事務概要書で勉強させてもらっているのが理解していて、よくやってくれていると思うが、それで、もう少し畜産が夢のある事業ということになっていけばいいと思うが、今群馬県も前橋で赤城牛とか、沼田市はとんかつ街道というのがあるが、そういう牛や豚の肉を活用したいろいろな事業で食品というか、外食産業に打って出るような感じがするのだが、沼田市の場合は平川でやっている子豚の生産は前橋の農場に全部送り込んでいる、多分前橋で赤城の豚というようなことで出荷されるのだと思うが、沼田市においてはそういう関係で生産をしている農家があるとか、それから今、酪農組合もあるし、牛部会とかがあるというのを承知しているのだが、そういう黒毛和牛みたいな、利根沼田の牛だというようなことで売り出すとか、そういうような生産だけではなくて、外食産業へ向けていろいろな事業を広げていくというような、そういう支援の研究や検討はしていれば教えてもらいたい。

○農林課長 沼田市独自の牛、豚の品種改良というか、そういう形のものには現在やっていない状況である。また、独自の加工をして何かを作るということに関しても今のところは沼田市独自はやっている状況でない。また、各組合等からの意見でも、そこまでは今のところ出ている状況でない。

○委員長 ほかに。

○井上委員 豚熱の関係で伺いたいのだが、豚熱のワクチン接種をするときに、以前こちらのブランドの豚でそういった薬を一切使っていないから、そういうのを打つとちょっとブランド的に心配だなんて話を聞いたのだが、その辺の影響があったか分かれば伺いたい。

○農林課長 ワクチンの影響だが、私共で確認している限りでは豚自体への影響はしていると聞いていないので、多分打った打たないで味が変わるとか、そういうものはないと思う。

○井上委員 売上げなんかも落ちていないということでよろしいか。

○農林課長 その辺まではうちのほうまで報告が来ていないので、特に影響しているとは考えていない。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、佐山の一般廃棄物最終処分場の開発について、農道の取付や農地法の取扱いはどうなっているか、周辺農地への影響はどうか、について。

○中村委員 この最終処分場の関係、平成27年から事業計画と用地取得が開始されてきて年数がたってきているところで、農振除外は沼田市で許可をしたと。それを受けて県に申請したところ、書類の不備があったということで、再度今申請を行っているという認識でいいのか、まず1点。

それで、農振除外を許可しているが、地域内の農地の所有権移転等は済んでいるのか、2点目。

で、ここに農道の取り付けとあるが、建設課でも市道の取り付けの調査報告がこのあと出てくるかと思うが、開発区域内の進入路が農道の扱いとして市が対応するのか、建設課の市道として対応するのかを3点目。

それと、この開発区域の下流域にまだ農地等があつて、農業用水等利用している人達がいるかと思うが、そういう開発区域以外の農地を耕作している人達への農業用水についての支障や、何らかの意見等を把握していればお聞かせ願いたい。

○農林課長 農林課及び農業委員会への申請の手続きについてであるが、先ほど報告させていただいた中で、平成30年に1度申請されて、12月に沼田市としては許可を出したところであるが、平成31年の1月に県が、協議状況やスケジュールが不十分であるということで、申請者が取り下げるという形になっており、現在改めて廃棄物処理施設への設置手続きを行っている中で現状公告縦覧等が終わり、今後改めてうちのほうに農振の話が出てくる状況となっている。前段階で内容的には協議するので、前回、1回うちは許可を出している状況であるので、うちのほうに手続き上申請が上がってくればそれ相応の対応でやっていき、その後農転をかけるという形になると思う。

2点目の所有権移転の関係だが、うちのほうで把握している限りでは、基本売買等は全部済んでいるということで把握している。

3点目の取付道路の今後の取扱いだが、昨年、私、建設課で協議に入っていた中で、最終的には市道としてという話はされていたが、市としても現状この施設のみとなると思われるので、進入道路については基本的には開発者のほうで管理していただくという形になるかと思う。

それと、質疑の中に出ていた農道及び市道についての付け替え等についても今後申請、協議の中で関係部署、建設課、農林課において協議して対応していただけるようお願いしていきたいと思っている。

また、下流域の農地への影響についてだが、これも先ほど言った群馬県との施設設置の手続き及び大規模開発、林地開発等の申請の中で群馬県でも協議していく中で、うちも入って、引き続き協議検討していきたいと思っている。

○中村委員 まず、再度申請を行って、公告縦覧されて、その後にまた市の農業委員会に申請が上がると。その時点では前回協議しているので、踏襲をするような形で市のほうとしてはほとんど不備がないだろうというような方針でよいのかまず確認が1点。

それと所有権移転については、売買はほとんど済んでいるという答弁だが、結局売買が済んでいる状況であつて、登記のほうは未済ということでよいのか、1点。

それから、開発区域内の道路は開発者が作成、管理していくということだが、進入路についてはまだ農道なのか市道なのかというのは、はっきりしていないという状況なのかが3点目になるが、よろしく願います。

○農林課長 農振関係の続きの不備については、前回うちで許可を出した中で、特に不備はなかったもので、後は開発手続きの中で県のほうで特に意見等がなければうちのほうにそのまま申請が上がってくるので、多分最短で承認が出せると思う。

次に、農地の登記の関係についてだが、現在進入路等の開発の中で、進入路の開発の部分で2件ほど民地にかかっている部分があるが、私の把握としては、登記までは済んでいるという話を聞いていたのだが、実際はそこまで調べていないので、農林課としては、登

記はされているという判断でやっている。

3点目の進入路の管理というか、関係する部署としては、基本的には農道ではなく扱いとしては市道扱いになると考えている。

○中村委員 先ほど申し上げたが、27年から計画と用地取得が始まってきていて、相当年数が経過していく中で、令和3年度に佐山町北部と沼田ウエストパーク一般廃棄物最終処分場にかかる覚書の締結が地元とされた。そこで、ちょっとこれは漁業組合に現地調査と一緒にされた後、佐山町北部で地域運営委員会が設立されていると思うが、委員長に山田さんという方が就任されているかと思うが、それで9名の地域運営委員が決まっているようで、令和3年の5月21日にこの会議が開催されているようであるが、この地域運営委員会と農業委員会との相談というか、協議とか、関係する内容についての協議等があったのか、1点お伺いしたい。

○農林課長 地域運営委員会のほうと、農林課及び農業委員会との協議だが、直接協議をした経過はない。基本的にはウィズさんとの話し合いの中で出てくる話であって、結果的に書面で報告だけをいただく形である。直接委員会とは話はしたことはない。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 農道関係の経過については同僚委員の質疑でよく分かった。

それで、ちょっと確認をしたいのだが、事前協議が進んでいるわけだが、16条の周辺地域住民等の意見書等の提出も終わって、17条の周辺地域住民等の意見書に対する見解書の提出というのも終わって、私も見たが、19条に県の技術指導等に対する見解書の提出というのがあるが、これがまだ進んでいないということで、昨年10月に県のほうに訪問して確認したが、これから見解書を提出すると。これが公告になって見解書の縦覧ということで、市町村長と地域住民の意見書の提出というのできるわけだが、昨年10月にはまだ公告が決まっていなかったと言われたのだが、市町村長の意見を出すものであるから、市のほうには見解書の提出の公告というのがされたなら、しましたよ。ということであるし、いつ頃するのなら、いつ頃するということなのだが、そういうことが、県からの指導で来ているかどうか伺いたい。

○農林課長 農林課の管轄としてはそこまで踏み込んでいないが、私が環境課へ確認した限りでは、先ほど井之川委員が話したような19条の関係とあっていて、現在12月末までに20条の公告、見解書の縦覧まで終わっている。それであるので、今現在は21条、22条を審議しているような状況であるので、市町村の意見、住民等の調整等は終わっていると、私のほうは把握している。

○井之川委員 10月に県に行ったときに、まだ公告が決まっていなかった。で、この公告と見解書の縦覧というのは、公告があって3か月以内に意見書を提出しろということになると思うが、それと10月だとまだ12月では終わっていないかと思うが、もしその後公告がされたとあっても、10月時点では公告が決まっていなかった。10月の中頃にしたとしても、11、12、1月の中旬までは3か月間だと思うので、まだ終わっていないと思うが、終わったというふうにどこかで報告がされていたのか。

○農林課長 私のほうで確認した限りでは20条の部分が12月いっぱいまでやっているというふうに環境課から確認をしている。ただ、19条がどうなっているかまでは、いただいた資料ではそこまで詳しくは載っていない。

○井之川委員 市町村長が19条の見解書に対しての意見の提出というのがあるが、それは市長が提出をしたというのは聞いているか。

○農林課長 先ほども申し上げたが、私のほうで把握しているのは20条までがというのを聞いているが、21条、22条までについては…（「20条の意見書は出したのか」の声あり）

環境課からいただいた資料によると、12月8日に見解書を県に提出するという形で連絡を受けている。

○経済部長 休憩を願う。

○委員長 休憩する。

午後2:17～2:18

○委員長 会議を再開する。

ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で農林課を終了する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、観光交流課の所管に係る事項について、報告願う。生方観光交流課長。

○観光交流課長 報告の前に、前回の常任委員会で地域おこし協力隊経費のうち、交付金措置されていない、いわゆる市の持ち出しについてはという質疑について、前回お答えできなかったことから今回報告する。

令和2年度においては、報償費（給料）、家賃、旅費、消耗品等を含む地域おこし協力隊の活動経費については、総務省が定めた範囲内での支出を行っており、令和2年度までは、全て特別交付税で措置されている。

報告事項1番の愛郷ぐんま×tengooの継続実施について、群馬県が実施の「愛郷ぐんまプロジェクト」第3弾の期間延長及び対象県の拡大に伴い、「愛郷ぐんま×tengoo」を1月においても、既存の予算で市内宿泊施設への宿泊者を対象に、1施設1回、tengoo3,000ポイントプレゼントを継続実施し、本市への誘客と市内宿泊事業者及び観光事業者等への消費喚起を図っているところである。

愛郷ぐんまと同様、追加期間は1月4日から1月31日宿泊分として追加対象県を栃木・埼玉・長野・新潟の4県と拡大して実施しているが、1月11日知事の記者会見にて1月12日から1月25日までの間、県の新型コロナウイルスの警戒度が「2」となり、新型コロナウイルス感染症への安全対策として、愛郷ぐんまキャンペーンも1月19日（水）から当面の間、中止となる旨、県から通知があったことから、本事業についても19日から当面の間中止することとなった。

報告事項2番の沼田市ウインターシーズン誘客事業について、本事業はたんばらスキーパークのスキーパック利用の宿泊者に、スキー場内のレストランや売店で利用できるクーポン券2,000円分をプレゼントするもので、過去2年冬期に新型コロナウイルス感染症で、打撃を受けてきたペンションや民宿など、本市宿泊施設への誘客促進を図るものである。

期間は、1月15日から2月20日宿泊分までを対象期間としていたが、新聞報道等、新型コロナウイルス感染症、特に感染力の高いオミクロン株等への安全を図るため、愛郷ぐんまの

当面中止と同様、期間を1月19日宿泊分までとした。当面の間延期。事業内容は、本事業登録の宿泊施設にてスキーパックを利用して宿泊した方、子供を含むということで、1宿泊期間1人2,000円分のクーポン券をプレゼントということで実施となっている。

報告事項3番の「上州沼田真田まつり」の結果について、10月31日をメインイベントとして開催した、上州沼田真田まつりについてデジタルスタンプラリーが12月12日をもって終了した。

デジタルスタンプラリー10月31日当日受付者420人、県内が345人、県外が75人、またラリーをしていただいた方で8箇所中6箇所以上の達成者が327人、県内241人、県外86人であった。

また、達成者への特典プレゼント企画で、抽選で20名様へ市内宿泊券や、物産等の豪華賞品が当たるというものであり、138名の応募があり、コンピューターによるランダム抽選を実施し、当選者へ商品の発送を行った。

次に、調査事項の沼田城の建設について市としてどのように推進するのか、建設基金の活用はどうするのか、であるが、まずは沼田城の建設について市としてどう推進するのかについてであるが、こちらは沼田公園長期整備構想の中で、推進に係る意思決定がされていくものと考えているところであり、所管については総務部が行っている内容と考えているので、よろしくお願ひしたいと思う。

また、建設基金の活用はどうするのかについては、沼田城建設を進める目的で、沼田市観光協会、当時事務局は沼田商工会議所等が中心となり「沼田城建設推進の会」が発足され、その中で、沼田城の建設推進を進めるための建設寄付金が集められたと聞いている。当時の詳しい経過は分かりかねるが、当時の観光協会との繋がり等から、商工課、現在の観光交流課が所管となり、沼田城建設基金として、資金の受納及び積み立て等の管理事務を継続しているところである。現在「沼田城建設基金積立及び管理条例」として、寄付の受納及び金融機関への預金等の資金管理を行っているものである。

先ほどの説明の中で、分かりづらい説明があったので、訂正させていただく。愛郷ぐんま×tengooについては、18日宿泊分までを対象ということで、県と同様19日から当面の間中止ということである。また、ウインターシーズンの事業については、こちらの19日宿泊分までが対象ということで実施させていただくということでよろしく願う。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。愛郷ぐんま×tengooの継続実施について。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、沼田市ウインターシーズン誘客事業について（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、「上州沼田真田まつり」の結果について（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、沼田城の建設について市としてどのように推進するのか、建設基金の活用はどうするのか。について。

○大島委員 今報告があったが、建設についてということで、これは総務部でということなのだが、いろいろ関連すると思うので、一つは公園の中に下水道等々が走っている。その場合、迂回してやるとなると、それは建設課の仕事になるだろうから、その辺はどうなるのか。

○観光交流課長 公園の管理自体については都市建設部のほうになっている。おそらくインフラについてもそのような取扱いになるというふうには考えている。

○大島委員 そうやって逃げないで、そうでなくて、あそこに走っている、公園の中に。下水道、水道も入っていたか。そういうものがあるから、それは今後進めていく意味で、あそこを廃止して向こうを迂回するような考えがあるのかを聞いている。それを、この関係はああだ、こうだというのは逃げだ。

○経済部長 この公園の発掘を含めた沼田城の関係については、長期整備構想の委員会で今後しっかり議論がされていく。教育部のほうで今発掘をしているので、その調査報告を受けた中で、今後どのように進めていくかも長期整備構想の委員会で協議をすることになる。道路を迂回するかどうかというのも、調査の方向次第で計画されることかと思うので、御理解いただきたい。

○大島委員 建設基金の活用ということだが、今いろいろ説明があったが、一番建設基金で積み立てたわけだから、沼田城再建の意味で。さっきの話の中で、観光協会ができたのは、沼田城再建で観光協会ができて、長期整備構想でどうあるべきかということに進んでいるのだと思うが、基金を取り崩ししないと、今後沼田城再建しますよというときに、どのくらい掛かるかというのを調査する意味でも、今木造建築の城は間組が手がけているのだが、そういう意味でも金が掛かることだから、基金だから取り崩しができるのかということを知っている。それは、建設課だとか、総務課だから関係ないよということならよいが、ただ、どういうやり方で、市長がよいと言えばよいのか。そういうことを聞きたかった。

○経済部長 同じような答えになってしまい申し訳ないが、長期整備構想の委員会において基金の使い方も含めて、検討させていただきたい。

○大島委員 それは、市長に言えば、取り崩しができるのかどうか、その辺、基金だから、扱いがどうなるのか。

○経済部長 基金の取り崩しについて、長期整備構想の委員会の中で、方向性を出していくものと考えている。

○大島委員 ということは、城を作る会だとか、そういうところから申し出を出して、お願いする形でいいのか。長期整備構想の委員会に。

○経済部長 皆さんからの要望とかをいただいた中で、検討させていただくことになるかと思う。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で観光交流課を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいが、これについてはよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

なければ、そのように決定する。

以上で経済部を終了する。

（当局退席）

（２）経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（２）経済部各課の所管にかかる調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。

○井之川委員 今度は、水田というか、米というか。農業の中で、その辺の現状と対策というか、相当売れ残っているというか、全国的には安くなってしまっただろうもない。良いやつは高いらしいが、格差がついてしまっただ。

○委員長 今年政府の買い取りが1万円を切っているから、かなり米農家もきついのかな。飼料米に切り替えてくれという国の指導もあるらしい。

○井之川委員 飼料米だつて安い。

○委員長 もっと安い。

○井上委員 それくらい余っちゃっている。

○井之川委員 そんな現状を。

○大島委員 果樹も聞けばいいのでは。果樹園もどうだったのか。

○井之川委員 いいと思う。

○委員長 今回は、牛乳が余ってなんてニュースでも言っていたが、牛乳もそうだが、野菜もかなり豊作だったから、昨年というか、暮れから。

○大島委員 野菜はそうだが、果樹は悪かった、リンゴとか、サクランボも。

○井上委員 霜で悪かったと言っているが、実際はどれくらいなのか。

○中村委員 地区によって大分差がある。

○井上委員 リンゴはすごい小さかった。

○大島委員 それこそ、青森は悪いというから全部悪いようになっちゃうが、実際よい場所もあった、沼田だつて。

○委員長 では、米と果樹の現状と対策についてということよいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

サクランボなんかも遅霜で大分被害があったなんて言うが、あれは暖房を掛けて回したところはものすごくよかつたと言っていた。ただ、全部の畑をやるわけにはいかないから、原田農園なんかも暖房機を設置したところはよかつた。

ほかに。

○副委員長 観光のほうからなのだが、子供達からの要望で、スノーパークみたいなものを作ってもらえれば、いろいろなところから人が来るのではないかというのを聞いた。

なので、もし公園が、都市計画課のほうだとすれば、そっちのほうでも頼もうかと思っているが、発掘調査して、埋め戻したところにすごいよい資料があれば無理だが、埋め戻したら、埋め戻したところにパークのようなものを作ってもらえれば、子供達も今ある公園が有効活用されるのではないかと言ってくれているのだが、そこで、調査のほうをいろいろなところ、安中にもあるが、スノーパークというのが。そういったところを、安中とか、電話でも聞いていただいてどのくらい人数がいるのだから調べていただきたいというのがある。

○井上委員 スケボーではないのか。

○副委員長 間違えた、スケボーである。

○委員長 確かに昨年のオリンピックでスケボーがかなり注目を浴びているが、大島委員が先ほど言ったように、城を建てて、そういうことに持って行こうとなると、そこにスケボーというのはちょっと合わないのではないか。やっぱりそういうものは、グラウンドとか、そういったところの隣だとか。

- 大島委員 下のグラウンドとか。
- 副委員長 噴水があるところとかはいいと思うが、下であれば。ただ、城を建てるまでの間、何もないのであれば、そこにパークみたいなものを建てたらどうかなと思った。
- 大島委員 今皆どこしているところだから、そんなの全然駄目だ。
- 委員長 武道館にしても何にしても、今どこかそうしているところだから。そこに作ろうとなると難しい。
- 副委員長 穴を掘ってセメントを埋めるだけだから、そんな大したあれでないが。そういうので、誘客できるかどうかというのを考えたことがあるかどうか。
- 委員長 公園というのでなくて、観光交流課として誘客のことを考えたことがあるのかどうかくらいなら聞いてもよいと思うが、公園にというのと、また違った話になる。
- 井之川委員 教育委員会が絡んでくるから。
- 事務局書記 スケボーだとスポーツの面でスポーツ振興課の話になるかと思う。
- 大島委員 誘客だから。
- 中村委員 スポーツだとか、設置場所だとかということ特定しないほうがよい。
- 井上委員 この間子ども議会で、中心市街地にスケボー広場をなんてことが出ていたの、どこが答弁したのか分からないが。
- 大島委員 中心市街地だってよい。
- 副委員長 場所はどこだってよい。
- 大島委員 誘客という意味で聞いたらよい。
- 井上委員 だったら、スケボーを使った誘客を何か考えているかとか。
- 中村委員 誘客等検討しているか。
- 大島委員 場所は言わないで。
- 委員長 スケボーは昨年のオリンピックで注目を浴びたので、そういう形での誘客を考えているのかどうかということではいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）
- 中村委員 観光のことで。
- 大島委員 それで小さい大会をやるだとか、今度ルートインが来るから、誘客ができて、そういうところに泊まって、大会を見てもらうとか、そういうことを。
- 委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で経済部の所管にかかる調査事項検討と意見交換を終了する。休憩する。

午後 2 : 4 4 ~ 2 : 4 9

- 委員長 会議を再開する。

(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

- 委員長 次に、次第(3)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。
- 委員長 まず、建設課の所管に係る事項について、報告願う。武井建設課長。

ア 建設課

・所管・調査事項報告

- 建設課長 建設課所管の調査事項について説明する。

佐山の一般廃棄物最終処分場の開発にかかる沼田市への手続きについて、市道との関連はどうなっているか、であるが、建設課において、市道との関連で大きく2点の問題について事業者と協議を進めている。

1点目は、事業地内の認定道路付け替えについてである。事業地内には認定市道や法定外公共物である赤道や青線があり、既にその境界立合は終了している。現在はその道路や水路の付け替えについて協議を行っている。正式な付け替え等の申請は、県と協議中である廃棄物処理施設設置等の事前協議終了後になると思う。

2点目は、事業地への搬入道路として事業者が新設する道路について、起点となる県道木佐山沼田線から事業地に入るまでの間を、周辺地域住民の方が利用できる公道として市道認定する予定である。ただし、完成後の除雪や補修等の維持管理については、主として使用する事業者が行うように協議を進めている。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。佐山の一般廃棄物最終処分場の開発にかかる沼田市への手続きについて、(2)市道との関連はどうなっているか。

○中村委員 この関係は、先ほど農林課に聞いて、農道でなく市道だということで回答をもらっているが、認定道路、先ほど課長が言った青線赤線の付け替えが多分事前協議終了後ということなので、現在県と協議している中で、令和3年の12月から本年1月中に終了が出てくるのかなという予定であるが、認定道路の付け替えを青線赤線については、付け替えがほとんどなのか、廃止で払い下げがあるのかどうかをまず1点確認したい。

それから、先ほど搬入道路、市の搬入道路については、ウエストパークさんが道路を設置して、その後の除雪、維持管理についてもウエストパークさんが行うという協議中であると、ただ市道の認定はされるということであるから、認定するにあたっては所有権移転までをするのかどうかと、市道認定するにあたっての規格が決まっているかと思うが、この道路の規格基準について伺いたい。

○建設課長 まず1点目の認定道路の付け替えについてであるが、先ほどの説明では付け替えというふうに説明したが、実際の事務は現在ある事業に支障となるところは廃止払い下げを行い、代わりに新しくできたところを寄付いただくような形の手続きになると思う。

2点目の搬入道路を市道認定するにあたっての道路の規格と土地の所有権についてであるが、現在協議を進めているのは、土地は事業者所有のまま、その道路の部分のみを認定するという形を考えている。道路の規格については、市が道路を新設する基準である道路構造令に則り道路設計を行うように指導している。

○中村委員 青線赤線については原則払い下げをすることで、新たな進入路については、寄付でいただくという課長の答弁であるが、払い下げの価格について、公示価格なりを基準としているのであろうが、その辺の金額の協議というのを現在しているのか1点。

それから、道路構造令に基づいて市で受け取る基準が決まっているかと思うが、今まで市道認定されているところについては、所有権移転をされているのが主だと思う、で、市が管理しますよという形で来ていると思うが、今回のように所有権は事業者のまま、維持管理も事業者がやると。ただ、市道認定だけはすると。地方交付税の道路援助の算定基準に入ってくるわけである。ところが、維持管理は事業者がやるとなると、それはちょっと矛盾があるような気がするが、その辺の関係の協議の中で、そういったものは謳っているのか、確認したい。

○建設課長 1点目の道路の払い下げの価格だが、これは現在協議の段階であるので、いくらになるとか、そういう話は出ていない。実際払い下げとなると、建設課ではなく所管である財政課からの払い下げとなる。

2点目の土地が市の所有でないのに、認定したときに交付税の関係が大丈夫かということだが、あくまで交付税の算定は、市道認定路線の延長というような部分であると思うので、その道路の維持管理を業者が行うか、市が管理するかということの部分を実際の交付税検査で指摘されるかどうかというのは定かではないが、その部分を新たな進入道路は認定道路として市で管理することとしているので、交付税の関係は特に問題はないのではないかと考えている。

○中村委員 分かった。ぜひウエストパーク一般廃棄物最終処分場の関係で、図面を見ると進入路、ぜひ市道認定をする際に、先ほど課長が言う維持管理関係についても、事業主側だという回答であるので、その辺の協議の中でよく明文化して将来問題が起きないような形で対応していただければと思う。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 内容については概ね分かったが、県道から入っていく、市道認定する範囲というか、どこまで市道認定をするかは分かるか。防災調整池が一番手前にあるのだが、その辺までか。

それと、今管理の関係を聞いていたが、実際はここに搬入をしてくるダンプカーが1日30台というふうに言われていて、荷物を積んだダンプカーが30台、帰りに空だが30台、60台が通るわけで、大体専用道路になるかと思うが、逆に市が管理しろというのが無理な話で、市の今の方針で、しっかり将来的にも異論が出ないような形できっちりやっていた方がいいと思うし、市道の取り付けのところは県道になるわけだが、県道についてもそういうダンプカーが往復で60回通るわけだが、道路を痛めないための、南に下ったり、北に上ったりというような、交通量なんかも考える話があるが、そのようなことを聞いていたら教えてもらいたい。

○建設課長 まず1点目の、どこまで道路認定をされるかということだが、今のところ協議の中では、処分場にはゲートができるのだが、道路認定は県道との取り付けからゲートの手前までということで、協議を進めている。事業地内に入るまでということである。

それと、2点目の県道等車両が通行するに際しての県道との協議をどうされているかということだが、県道については廃棄物処理施設設置の事前協議の中で、県が窓口になっているので、管理する沼田土木事務所や道路維持課で協議をしていると思うので、そちらのほうで協議されているのではないかと推察される。

○井之川委員 県道のことは県に聞くので分かった。

それで、先ほど同僚委員の話もしたのだが、いわゆる処理施設に来る廃棄物を搬入するダンプカーの専用道路というふうになるというところが、実際のところだと思うが、一般の農作業する人達が活用できるようにということで、非常にそれは配慮されていると思うが、一般の方達が普通の一般の道路として使うわけであるから、開始後の車の走行の状態みたいなのは、そういう管理みたいなものは市の市道であるから、市がやるのか、道路であるから、警察がやるのかというようなことは検討されているのか伺いたい。

○建設課長 搬入道路は市道認定されるので、道路法の法律上の道になる。交通事故等があればそれなりに警察も道路上の事故ということで処理すると思う。一般の方が通るといえるのは、地元の要望でもある。地元の方が周遊できるような形で取り付けて欲しいというような要望があることをウィズからも聞いていて、そういう要望を受けて地元の方も通れ

るようにするという事で市道認定を行うように進めている。

○井之川委員 そこまでは分かった。多分市道であるから、逆に市道から県道に出てくる場所は一時停止になると思う。速度も、市道であるから、一定の40kmとか、こういう場所であるから30kmになるかもしれないが、そういう交通の関係で規制がされると思うが、市道であるから、市が結局公安と協議をしていくというふうになると思うが、今のところまだやっていないと思うが、やるということで考えて、一時停止の標識なんかは、非常に大きなダンプカーが通るので、注意喚起の意味できちんとやっていただけたらなと考えるが、その辺の考えがあれば伺いたい。

○建設課長 県道との取り付けの交差協議なり、取り付け協議については、事前に県の公安委員会に、今の時点で図面協議は行っている。それは市の名前で協議している。図面等は事業者が計画したもので、交差協議については行っている。（「まだ結果が出ていないということか」の声あり）

公安委員会かたは一時停止の位置の指定などの意見書はいただいている。

速度については、道路構造令の設計速度は30kmということで設計しており、それがそのまま公安委員会の規制速度になるかというのは公安委員会との協議になるかと思うが、道路の設計速度は30kmということで設計している。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で建設課を終了する。

イ 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について、報告願う。渡邊都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課所管の調査事項について、説明する。

まず1の佐山の一般廃棄物最終処分場の開発にかかる沼田市への手続きについて、建設にかかる開発手続きはどうか、であるが、当該行為は、事業面積が5ヘクタールを超えるものであることから、群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例による許可手続きが必要なもので、県が窓口である。

当課では情報を持っていないので、所管する県の担当課に問い合わせをしたところ、これまでに事前相談は受けたものの、現在のところ、大規模土地開発事業計画書の提出には至っていないとのことである。

現在は、廃棄物処理施設等の設置に係る手続きとして、環境部局等との協議、地元地権者等との協議や調整が行われているものと聞いている。それらの作業の中で、市道の取扱いや農地法の法手続きが処理されていくものと考えているが、都市計画課としては、今後群馬県より意見照会等があれば、市の窓口として関係部局からの意見集約を行うことになるかと思う。

次に、2 沼田公園内の道路の廃止について、現状では対応が可能なのか、についてであるが、これは沼田城の建設に関連したものかと思うが、沼田公園内の道路は市道ではなく園路の扱いとなる。1ページに平面図を付けたが、園内唯一の管理用連絡通路であり、文化財施設の観覧ルート、散策コースでもある。

道路内には施設用の上下水道管が埋設されており、下水道管については、公園施設用だけでなく公園北側の住宅地の汚水処理のための本管も兼ねている。

まだ公園をどう整備するのか決まっておらず、仮定の話となるが、仮に管理用道路付け替えの必要が生じた場合には、上下水道管等の埋設物件の移設が必要となる。移設に関する技術的な条件が整った上で、必要な予算措置が行われ、代替機能を確保することができれば廃止は可能ということになるかと思う。

説明は以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。佐山の一般廃棄物最終処分場の開発にかかる沼田市への手続きについて、(1)建設にかかる開発手続きはどうか。

○井之川委員 先ほどの説明で、もう一度伺いたいのだが、廃棄物処理施設の設置ということで事前協議が行われているが、施設の設置の許可が下りた後、処理施設の着工届というのが出ると思うが、その処理施設の着工届のところ、この面積でいうと、大規模開発になるという理解でいいのか。

○都市計画課長 現在の廃棄物処理施設等の設置手続きの作業中ということで、こちらのほうが県の合意が取れたなら、その途中で大規模開発のほうに入っていくと。大規模土地開発手続きが終わって、また廃棄物のほうの手続きに戻っていくのかなという気がするが、県の事務作業については詳細は定かではない。

○井之川委員 要するに、市のほうは特に具体的に大規模土地開発の申請があった場合も、県が皆やるのであって、市のほうは別に、話を聞くとかはあると思うが、そういうことなのか。それとも、一定の、市長が意見を上げるときにそちらの関係の抵触するような関係について意見をきちんとするというようなことになるのか。

○都市計画課長 今回の案件は、大規模ということで群馬県の手続きとなる。市の都市計画課は許認可権者でも、利害関係者でもなく、一切手続き的には関係ない。ただ、県から市長宛に意見照会が来れば、窓口一つで受けて、関係する課にそれぞれ割り振りをするという、窓口的な役割はさせていただく。

○井之川委員 分かった。

○委員長 ほかに。

○中村委員 現在、先ほども所管課に質疑させてもらっているが、事前協議中であって、まだ終了になっていないと。その後同僚委員が言われるように、廃棄物処理施設設置の許可がされて、地域住民の意見書の提出、市町村長の意見書の提出等が求められていくであろう。そんな中で、多分都市計画課とすれば窓口として、課の所管として農林や環境とはちょっと違うわけであるから、とりまとめを行う課であろうから、現在事前協議がされている中で、今後進展がある中で、県からの指摘、指導、通知等があれば状況等をこちらに公開していただき、周知いただければありがたい。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、沼田公園内の道路の廃止について、現状では可能なのかについて。

○大島委員 今まで私、市道とばかり思っていたが、園路だということなので、遠慮しないでいろいろできるわけで、今後。ただ、公園内に下水やトイレ等もあるから、飲み水の場所、このまま残しておいてこっちへ迂回するような今後の計画で出れば、向こう側のお家というか、あっちを通すような計画になっているわけか、道路は。民家が何軒かあるから。

○都市計画課長 具体的にどう整備していくかというのが決まっていない状態なので、当然どんなふうに代替施設を作るかというのもまだ検討には至っていない。

○大島委員 そうすると、今後いろいろすり合わせをして、じゃあこっこの園路のところを中で使う分は残しておいて、こっちへ迂回をするというような、どっちみち一般の人を通すわけにはいかないから、その辺はどうするのか。水道と下水が走っているが。

○都市計画課長 まず今の道路が邪魔になる計画に仮になったとすると、当然ある生方家住宅だとかトイレの下水道をどうつなぐかということも含めて、どう園路を配置するか、公園全体の計画を立てないといけないと思う。その中で解決されていくものかなと思う。

○大島委員 今後の成り行きを見て、考えていくということで、市道じゃないということが分かったからいい。

○都市計画課長 実際にお城を作るとなれば、公園全体のデザインというか、そういう形になろうかと思う。なので、担当課でどうかというのはちょっと。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で都市計画課を終了する。

ウ 上下水道課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道課の所管に係る事項について、報告願う。設楽上下水道課長。

○上下水道課長 まず、報告事項の1 佐山の一般廃棄物最終処分場の開発にかかる沼田市への手続きについて、佐山簡易水道等周辺の水道への影響はどうかについてであるが、処分場の事業区域については、佐山簡易水道の給水区域には含まれておらず、また佐山簡易水道の水源地は、開発による事業区域とは尾根違いの上流部に位置しているので、開発行為における佐山簡易水道の水質への直接的な影響は無いものと考えている。

また、簡易水道水源地からの送水管は、事業区域と隣接する県道木佐山線内に埋設されているが、事業区域内には佐山簡易水道の配水管の埋設はない。従って、管路施設等に関しても、開発による影響は無いものと考えている。

しかしながら、簡易水道給水区域近傍に開発行為が計画されていることから、開発行為の動向については、今後とも地元簡易水道組合と情報共有を図りながら、注視してまいりたいと考えている。

また、事業計画区域内及び周辺における、佐山簡易水道以外の水道施設については、市に届出の必要の無い30人未満の小水道、飲用井戸であって設置者の自己管理となり、上下水道課では所管していないので詳細なところまでは把握できていないが、これらの飲用井戸については、既に利用者と事業者との間で協議・対応が行われているものと伺っている。

次に、2 沼田市全体の下水道事業の進捗状況と今後の計画についてであるが、資料については、1ページ、2ページの図面になる。図面の1ページについては、市全体の汚水処理施設を表示しており、流域関連公共下水道は赤色の区域、特環公共下水道白沢地区及び利根地区は緑色の区域、農業集落排水9地区はオレンジの区域となっている。

このうち、農業集落排水9地区については既に事業完了となっている。公共下水道については、各処理区における令和2年度末までの進捗状況を左上の表に記載している。旧沼田地区の流域関連公共下水道では面積整備率92.1%、特環公共下水道白沢処理区、利

根処理区では99.7%、公共下水道全体では面積整備率で94.2%の進捗となっている。

次に2ページ目を見ると、旧沼田地区における流域関連公共下水道の整備状況と、令和3年度末見込みの進捗率を示している。図中の薄いピンク色のエリアが令和2年度末までに整備済みエリアであり、緑色のエリアが令和3年度に工事を実施している箇所となる。各処理分区の進捗状況は右下の表に記載のとおりであるが、令和3年度に整備する面積は3.98ヘクタールであり、令和3年度末の面積整備率は、流域関連公共下水道で92.6%、公共下水道全体では94.6%となる見込みである。

また、今後の整備予定であるが、年間の整備予定面積を約3ヘクタールから4ヘクタールとして計画しており、未普及地区の解消について、国の掲げている概成目標である「令和8年度末95%以上」の達成に向けた整備を進めてまいりたいと考えている。

上下水道課の報告事項は以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。佐山の一般廃棄物最終処分場の開発にかかる沼田市への手続きについて、(3)佐山簡易水道等周辺の水道への影響はどうかについて。

○中村委員 何か質疑させていただきたい。佐山簡易水道については開発区域の上流にあって、取水も上流で影響がないと。開発区域内にあるのが別荘地の排水施設と佐山町開拓地区取水口の2箇所が影響してきて、これは30人未満の小水道のため、市は管理関係にないということでもいいと思うが、15年間処理場が残土というか、処理したものを埋め立てていくという中で、一般廃棄物で処理するのが焼却灰、煤塵、不燃物残渣を埋めていくわけだが、区域内にはそういう形で小水道は市が管理するものではないと。この小水道についても事業主が協議を行っているようで、特に協議の中では支障がなく、クリアしていくような状況であるかと思うが、開発区域全体の下流域について、何らかの取水、水道関係の取水も含めて、その辺の影響等はほとんどないのかどうか、それが1点。

それと、今先ほどから関係各課に聞いているのだが、県との事前協議中だという中で、地域住民の意見書の提出が今後、処理施設の設置にあたっては事業主がそれを求めて、意見書をもらおうと。また市町村長の意見書の提出も出てくると思う。それらの意見書が、主に住民の生活環境の保全上の問題がないかという意見書になるかと思う。住民の意見も市町村長の意見も。その中に上下水道課が所管する水道関係の意見書として、その中に上下水道課の水道関係の影響がないという意見が付させるのかどうか。その2点を確認したい。

○上下水道課長 1点目の区域全体に関して取水に対する全体的な影響があるのかないのかということだと思うが、これについては、所管している佐山簡易水道に関しては、そのエリアについてはないというふうに伺っているので、今の調査された中の資料を見る限りではないのかなというふうに考えている。ただ、やはり今後どういうふうになるかまだ協議が整っていないということであるので、その辺は継続して見ていく必要があるだろうなと考えている。

また、意見書の提出があった場合にどういうふうに付すかということであるが、これも全体計画の中で計画そのものがどのような形で出てくるかということにかかってくると思うので、その状況を見た上で簡易水道の組合とも協議をして回答していくことになると思う。

○中村委員 下流域でどういう影響が出てくるかというのはまだ把握しきれない部分もあるだろうが、区域内の小水道で管理が市でないというところもあるのだが、まず意見書の提出にあたって、もし上下水道課が関与する部分があるとすれば、その辺は必要な処分場であることは認識するが、問題が出ては困るので、生活環境上慎重に意見書の提出にあたっては関与する部分があれば協議していただきたいと思う。

また、小水道で全く市の管理でないということであるが、30人未満であっても、その施設を利用して飲んでいる方々は市民であるので、何らかの形で指導や協力ができる状況の時には所管課として支援していただきたいと思う。その2点について課長の考えを伺う。

○上下水道課長 1点目の、今後の計画で佐山簡易水道とかに関与する部分が出てくれば、慎重にということだが、当然それは今後注視していかなければいけない問題だと思っているので、計画の状況や地元との協議状況等、簡易水道組合とよく話を聞いて、慎重に回答していきたいと考えている。

また、30人未満の届出の必要のない飲料井戸の関与ができるかということであるが、基本的には今の状況ではその規模の飲用井戸となると、水道法並びに関連条例にかかってこない部分になってくるわけなので、基本的には今のようなスタンスになるかと思うが、ただ、住民の方で相談がある場合は、うちだけではなくて、関係する課と連携して伺ってまいりたいと考えている。

○中村委員 了解した。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 佐山の北部地域の簡易水道で日常的に水が細くなったり、濁ったりということで、かなり今までも皆さん苦勞されてるといような意見を聞いているが、今回の最終処分場の建設に関係して、ウィズのほうで佐山簡易水道の改修費というか、その一定負担をしてくれると。そういう話が、住民が最終処分場の進出に賛成する立場になっているのが、その一つの条件なんだというふうに地元で言われているのだが、それは本当なのか、承知なのか、確認したい。それが1点。

もう1点は、小水道のことは分かった。別荘地の方達は不動産屋さんを通して話があって、そこはきちんとされているという話なので、ただ3軒ほど井戸を使っているということで、農業用水として使っているというようにことらしいが、その辺の心配があるんだなんて、使っている方からは伺っているが、そういう話は市では聞かれているのかどうか、確認をしたい。

○上下水道課長 1点目の佐山簡易水道に、ウィズのほうから財政負担をするというように話があるのではないかとということだと思うが、正式に組合長のほうからも話を伺ったところ、具体的な、正式な話というのは組合の方でも伺っていないよというように回答であった。ただ、雑談的なもので、そういったことを、おそらく組合員の方だと思うが、その方がそういうような話を聞いたことがあるというふうには伺っているが、簡易水道組合として正式な理事会のほうとそういったことを図ったりとか、そういったところまでは至っていないということであるので、組合としても正式には聞いていないと。うちとしてもそういった話を正式に組合から伺ったわけでもなく、住民の方から問い合わせがあったということもない。

それと、農業用水の井戸を使っている方がいるということだが、申し訳ないがその点に

については承知していない。

○井之川委員 分かった。

それで、確認だけさせていただきたいが、一般的にどこでもそうだが、地域へそういった迷惑施設が進出するときに、地域の公民館を作ってくれたり、地域に給付金を出してくれたり、そういうことは一般的にあることだが、この佐山の関係では、例えば簡易水道自体がよく言われるが、他の水道に比べて調子が良いほうでないということで、そういう改修するための資金の寄付をされるというようなことが、話があった場合に、それは市の簡易水道だが、そういうことを受けることができるのかどうか。それを確認したい。

○上下水道課長 事業者のほうから、そういった財政的なものの寄付等を市で受けられるかということだと思うが、一応簡易水道も承知の通り企業会計ということになったので、金額的に寄付をいくらからいという、いくらしてくれるという部分については、受けられないことはないと思うが、使途というか、使い道については当然佐山のどここの部分の改修をしたりとか、そういうところが出てくると思うので、もしそういう話が現実的になったら、その辺も含めてもう少し検討をしていきたいと思うが、今の状況だとそんなことになる。

○井之川委員 要するに、法律的に受けられないというものではないということでは理解してよいか。

○上下水道課長 受けられないということではない、寄付であるから。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、沼田市全体の下水道事業の進捗状況と今後の計画について

○中村委員 毎年度、事務概要書で下水道へのつなぎ込み関係で、何%の率が出ていると思うが、たしか利根町の特定環境保全、公共下水道の処理区域内のつなぎ込み率が大部分数字的に悪いと。その辺のつなぎ込みに対する所管課としての進みたいなことは最近やられているのか。

○上下水道課長 指摘のとおり、利根町の公共下水道については管路の整備は概ねと言っていくらい終わっているとは思っているのだが、接続のほうの進捗がなかなか思うようにしていないというのは事実である。

上下水道課としても、その辺をなんとか1軒でも多くつなぎ込んでいただきたいと考えており、毎年検針をしたりしてくれる業者さんがいるのだが、その方に検針の時に接続に関するパンフレットを入れてもらったり、面談していただいたりして、接続に対する促進をしているが、利根町で未接続の方の割合で、どんな方が多いかということ、やはり高齢の方とか空き家の方で、すぐすぐ接続したくても、なかなか経済的理由とかでできないという方が多数を占めているような状況である。なので、毎年そういうことでお願いはしているのだが、なかなか進んでいかないという状況である。

○中村委員 空き家とか、負担金の問題で高齢者とかが多いと。非常に状況は大変だと思う、手続きして、つなぎ込んでくださいというのは。厳しい状況かと思うが、せっかく99.7%の整備されている地区なので、推進を図っていただきたい。老神の旅館でも、宿泊者数に応じた負担金とか、加入金を利根ははじいていると思うが、ホテルでも大部分つなぎ込んでないホテルがあるかと思うが、その辺の把握については課長どう考えているか。

○上下水道課長 確かに老神温泉の旅館、ホテルについては受益者負担金の規定が客施設

に応じて多くなっていくような形に今条例上になっており、やはり客室数が多い、大きいホテルだと未だにつないでいただけていないと。事業者負担金だけでも結構な額になってきてしまうということで、つないでいただけていないという状況である。当面の間そういった措置を取りますといったようなことで条例には書いてあるが、その辺も一定程度整備が進んでいるので、接続の促進ということを考えると、その辺も今後見直していかなくてはいけないのかなとは考えている。

○中村委員 ただ、最初に加算負担金を払っている人達にとって不公平感がないような形で推進を図っていただきたいと思う。あと、流域関連で、第1処理分区と第2処理分区、整備率が約半分くらい、令和2年度でなっているかと思う。この辺の推進についての見通しについてはどのような計画でいるのか伺う。

○上下水道課長 第1処理分区、第2処理分区については、薄根川より北側の地区というところにあるが、ここについては着手したのが後発だということで、今そちらのほうを主体に進めていくような状況にはなっている。令和3年度については第4処理分区のほうも少しやっているが、第1、第2のほうを主に整備は進んでいるわけだが、今白塗りで空いているところは、ほとんど農地であったりとか、住宅が点在しているようなところであって、費用対効果が低いような場所が結構多いような場所になっている。なので、やはり令和8年までに整備率をとにかく上げろという国の目標もあるので、今後その辺の区域については浄化槽に切り替えるとか、そういったところも必要になってくるのではないかといいふうには考えている。ただ、もう少し時間があるので、第1と第2については整備を進めてまいりたいと考えている。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 整備の方向については同僚委員の質疑の中で概ね理解したが、一つは、例えば高速道路より東側、下久屋地域とかはかなり住宅化されてきているが、今後の民間変更というのは全く考えていないのか、まず教えていただきたい。

それから、白沢利根と合併したのだが、白沢はほとんど住宅があるところは下水道で網羅されていると。利根の場合は一応計画のところはなったのだが、かなり大きな集落がまだ、そういう計画に載らなかったとことがあるというふうに思うのだが、利根のほうもここまでで、許認可区域というか、新しく区域にするというような考えは全くないのか、その辺を伺いたい。

それと、令和2年度末まで現在の認可区域で整備率を上げるということになるかと思うが、財政面で今まで負債を返済していくというようなところでは、これからもかなりの一般会計からの繰入ということになると思うが、その辺の支援を受けなければ整備のほうも推進できないというふうに考えるが、そういう方向で行くのかどうか、確認させていただきたい。

○上下水道課長 1点目の、高速インターより東側の区域について、認可変更拡大するかどうかという質問かと思うが、このエリアについては、以前から浄化槽の普及のために下水道が行かないということで、浄化槽の補助金を出してやっているところであるが、こちらについては先ほどから話しているが、令和8年度までの整備目標ということで国もこちらにプレッシャーをかけているのだが、これにあてるとそのエリアの整備は難しいということで、今後とも合併浄化槽のエリアということで進めてまいりたいというふうに

考えている。従って、このエリアについては下水道の整備は考えないというふうに考えている。

それから、利根について若干漏れている区域があるのではないかとということで、そこについてもエリアを拡大するのがあるのかということかと思うが、利根町についてもかなり広範囲に利根町はエリアが広がっているの、今のところこのエリアの中で整備ということで進めてまいりたいというふうに考えている。

それと、令和8年度末の整備に関して、今後の整備の方向で一般会計からの繰入が、今の状態が続くようなことで進めるかということであるが、これについてはいろいろ下水道事業の財政分析等を見ると、どうしても今の奥利根処理区への負担金というのが固定費的に発生しているので、それと起債の償還額がまだ約80億円残っているので、この辺の償還を進めながら、同時に負担金も支払いながらということで進めていかなければならないのだが、それを考えて現状維持の状態での整備の進め方をこれからもやっていくということで考えると、先ほど申し上げたとおり、やはり面積的には三、四ヘクタールが天だろうと考えている。なので、財政的なことも考えて、その辺の数字というのは出ささせていただいたわけなのだが、今後少なくとも令和8年度までは整備を進めることであるので、今の財政規模からあまり逸脱しないような形で進めていかななくてはいけないのだろうとは考えている。

○井之川委員 概ね理解できた。

厳しい中で頑張っていたいただいているというのはよく分かるが、結局最終的に確認をさせていただきたいのだが、整備は令和8年度末まで進めていただけるということになるが、今1点目に聞いた合併浄化槽区域については、利根も白沢も結局旧沼田も、全部今は同じ条件だということではよろしいか確認したい。合併浄化槽に対する補助金とか、そういうものだが、特に差はないということか。

○上下水道課長 合併浄化槽の交付金に関しては、沼田市のエリアであれば、一律基準でやっているというような状況である。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で上下水道課を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいが、これについてはよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）なければ、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

（当局退席）

（4）都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（4）都市建設部各課の所管にかかる調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。

○大島委員 街なかはどうなのか、今大分壊しているが、あそこがどうなるのか。

○委員長 真ん中のところか。

○大島委員 そうだ。

- 中村委員 今後の計画か。
- 大島委員 今後の計画を。あそこはいくつになるのか。
- 井之川委員 3街区になるのではないか。
- 大島委員 あそこは何になるのか。
- 副委員長 あそこは個人じゃないのか。
- 井上委員 道路は広がるのだろう。
- 井之川委員 荒木屋があったり、壊したところだ。
- 副委員長 カタヤマが持っている。
- 井之川委員 道は広くなる、細いところが。
- 中村委員 換地が決まって、計画があるのではないか。
- 大島委員 何になるのか。
- 委員長 だけど、広がるのは中央通りまでだ、中途半端だ。
- 井之川委員 そうだ。
 - 委員長 だけど、広がったあそこだけ交互通行になるのか。
- 大島委員 そうだ、だけど、あそこだけじゃ。
- 井上委員 回生堂のところまでつながらないと意味がない。
- 委員長 本当だ。
- 大島委員 しょうがない。
- 委員長 では、街なかの3街区の今後の計画がどうなっているかということを知りたいのか（「はい」と呼ぶ者あり）
- 委員長 ほかに。
- 中村委員 住宅建築課か。
- 井上委員 建築住宅課だ。
- 中村委員 たしか狹隘道路が所管であったか。
- 井之川委員 そうだ。
- 中村委員 狹隘道路の今後の状況について…。
- 井之川委員 結構年間に二、三箇所やっているの見ています。
- 中村委員 その辺の状況を確認したい。
- 事務局書記 先ほど休憩時間の時に観光交流課へ聞きたいと話があった、雪の誘客について、正式に通告するようであれば、記録に残る場でもう一度発言いただきたい。
- 委員長 事務局が言ったように、先ほど休憩中に話していた内容について、どうか。
- 大島委員 そうだ、氷のほうだ。
- 井之川委員 氷のまつりみたいなものを検討しているかということか。
- 委員長 通告事項に入れるか。
- 井之川委員 入れていいのではないか。
- 委員長 わたしからも一ついいか。
 - 委員長 イノシシが今年病気になっていないらしい。そういったものが、畜産業のほうに影響はしていないのか。その原因というか、猟友会の人に聞いたら、今年はほとんどイノシシが捕れていないと。皆病気で死んでいると言ったので。
- 井之川委員 豚熱か。

○委員長 農家にとってはありがたいが、それが豚屋さんのほうに入っちゃうと大変なことだから。

○井之川委員 皆豚に移しちゃっているのか、大体いるのがイノブタらしい。純粋なイノシシはほとんどいない。

○大島委員 皆昔イノブタで、それが逃げて段々増えていって、それが掛け合わせになっちゃった。

○井之川委員 そうらしい。

○委員長 川田も、高山までイノシシ飼っていた人が辞めちゃったのが、それを放っておいて皆逃げたというのは聞いたことがある。

○大島委員 昔はそうだった、それが皆増えた。

○井之川委員 中之条でジビエ料理をやっていて、食べようと思ったら放射能で食べられなくなった。

○委員長 猟友会の人達から今1頭8,000円だったか、補助が出るので、よかったと。尻尾を持って行けば8,000円になるから。今まではお金にならなかったから。

○井之川委員 病気で絶えてくれればいいが。逆にいなくなれば。

鳥獣についてはもうやったか。

○大島委員 もうやった。

○委員長 今回は病気の件で、聞きたいのだが。

○井之川委員 イノシシのね。いいのではないか。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 ちょっと聞きたいのが、街路事業なのだが、一番今まで困ったのが、柳町の豚屋さんの通りで、すごいいろいろ生えていて、歩道が半分くらい通れないでいたが、そこは何でか知らないが急に綺麗になった。街路事業として、かなりタイルで歩道を作ったりした。それが今は凸凹になったりして、老朽化している。街路事業はこれから金が掛かってしまうのではないか。それが心配なのだが、ちゃんとつながらないうちに、最初に作ったほうが皆どんどん駄目になっていくみたいな流れで、街路事業のことについて、そういう現状と新しいものがこれから20年くらいかかるのか、いつまでか。できているところの管理というか。

○委員長 傷んでいる現状と、今後の整備計画について聞くということか。

○井之川委員 そう、今後の整備計画について確認したい。つながるところはこの間行っで、勉強させてもらった。

○委員長 鉄塔のところまでつながったら、そうするとあとわずかだ。

○井之川委員 でも一番大変なところだ、家もあるし。

こっちのつながったところは、前もやったが、夜真っ暗なところがあって、皆散歩に使いたいのだが、真っ暗で。一般質問で取り上げたり要請したりしたのだが、区長に防犯灯を付けてもらえなんて言うんだ。そんな、町としては家がないようなところは、付けたくない。電気代が掛かるから。なかなか大変だから、ああいうのは道路管理者としてやってもらいたいと思う。そういう街路事業の現状と整備についてということで、聞かせてもらえたらと思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で都市建設部の所管にかかる調査事項検討と意見交換を終了する。

本日の会議の結果、今後の調査案検討について、事務局に確認させる。

○事務局書記 それでは、まとめさせていただく。

まず経済部の所管に関することについては、沼田市の水稻と果樹の現状と今後の対策について。スケートボードを使った観光誘客を検討しているかについて。雪を活用した誘客の検討を行っているかについて。

○井上委員 氷でなくてよいのか。

○大島委員 氷だ。

○井之川委員 氷雪でいいのではないか。

○事務局書記 では、氷雪等を活用した誘客の検討について。

続いて、イノシシの病気の状況とその影響があるのかについて。

次に、都市建設部の所管に関することについては、街なかの3街区についての今後の計画はどうなっているかについて。狹隘道路の進捗状況について。最後に、街路事業について、現状の管理と今後の整備計画について。

以上の項目について調査事項として当局へ通告するという事でよいか確認をお願いします。

○委員長 今事務局から言った内容で通告するという事でよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではそのようにする。

（5）今後の日程について

○委員長 次に、（5）今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。報告のとおりでよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ほかに、委員各位から何かあるか。——なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。